

平成 27 年 3 月 2 日
福島県土木部河川計画課
福島県会津若松建設事務所

猪苗代湖中田浜の河川法に違反する物件を、 行政代執行法に基づき撤去します。

【概要】

猪苗代湖中田浜において、河川法の許可を受けずに浮棧橋等を設置している者に対して、平成 26 年 10 月 29 日に、河川区域から違反物件を撤去し原状に回復することを命じる河川法に基づく監督処分を行いました。履行期限の平成 26 年 11 月 28 日を過ぎても撤去されないことから、県が行政代執行法に基づき違反物件の撤去を行います。

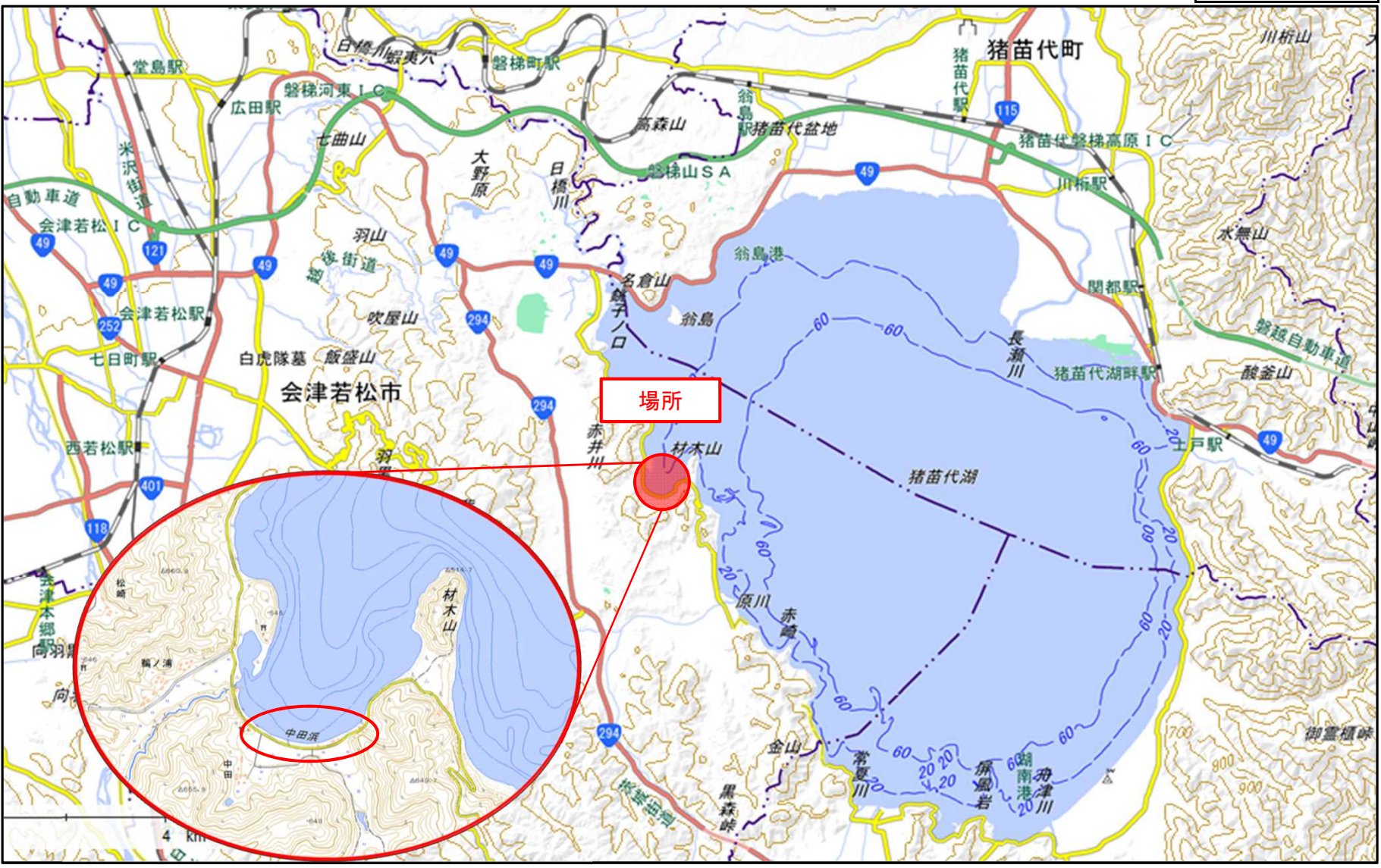
【内容】

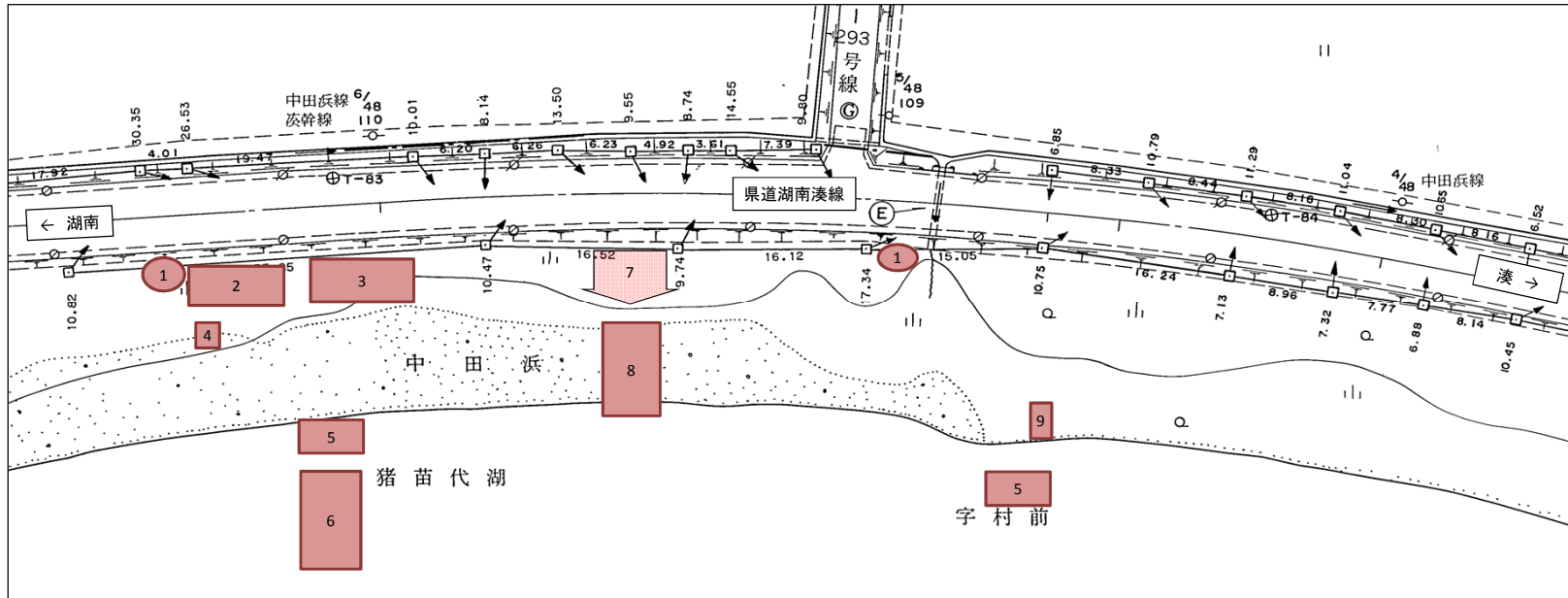
- 1 場 所 一級河川猪苗代湖中田浜（会津若松市湊町大字静潟地内）
- 2 違 反 者 郡山市の男性
- 3 違 反 物 件 浮棧橋、プレハブハウス、コンテナ、照明灯等
- 4 代執行予定日 平成 27 年 3 月 12 日（木）ただし終了期限を延期する場合があります。
- 5 執行責任者 会津若松建設事務所長

【問い合わせ先】

- 土木部 河川計画課
総括主幹兼副課長 荒川 光弘
電話 024-521-7484（内線 3592）FAX024-521-7716
- 会津若松建設事務所
主幹兼総務部長 鎌田 忠夫
電話 0242-29-5407（内線 8-11-500-407）FAX0242-29-5459

位置図





物件一覧

番号	物件名	数量	備考
1	照明灯	2基	引込電線、配電線
2	スーパーハウス	1基	土台
3	コンテナ	2基	
4	グリル	1台	
5	フロート	2基	
6	浮棧橋	1基	
7	出入り口	1箇所	ポール、鉄板
8	埋設物(ゴムキャタ)	一式	
9	メタルデッキ	1基	

※ 附属物やコンテナ内の物件を含む。

1 照明灯



2 スーパーハウス、浄化槽



3 コンテナ



5 フロート



5 フロート



6 浮棧橋



7 出入り口



8 ゴムキャタ



9 メタルデッキ

